

2022年度 公益信託

しまね女性ファンド 助成事業募集

公益信託

しまね女性ファンド 設定趣意書

本県は、東京一極集中がすすむ中、21世紀に向けて定住促進や高齢化への対応など積極的に施策を展開し、創造性豊かなふれあいのある郷土を築いていかなければなりません。

その原動力の一つとして、まだまだ潜在化している女性の能力と感性に期待いたします。

女性が男性とともに地域の担い手として互いに自立・協力し、広範多岐にわたって活躍していただくことこそ、活力ある地域づくりを進めていく上で大きな力になるものと考えます。

女性が持てる力を十分に発揮して地域でいきいきと活躍していただくために「公益信託しまね女性ファンド」を設立いたしました。

女性を主たる構成員とするグループが実施する

- (1) 魅力ある地域づくり
- (2) 男女共同参画社会づくり
- (3) 次代を担う人づくり
- (4) 水と緑豊かな環境づくり
- (5) 働く女性が活躍できる社会づくり(新規追加)

の活動を支援してまいります。

本ファンドは「女性」にスポットをあてた全国初のファンドであります。皆様のご理解をいただきながらより実りのあるものに育てていきたいと考えております。

制度のあらまし

公益信託は、委託者とその資金を特定の公益目的に役立てるため、信託銀行に委託し、信託銀行は、資金の管理運用に当たるとともに、運営委員会の意見に基づいて助成金の決定・給付など信託目的の実現に必要な業務を行う制度です。「公益信託しまね女性ファンド」は、委託者を島根県、受託者を三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)として、平成4年6月に発足しました。受託業務の適切な運営の確保については、信託管理人が置かれ、信託法による義務のほか、主務官庁である島根県の監督を受けます。

- 信託財産：250百万円(2021年3月末現在)
- 信託管理人：米井順子
- 運営委員会：専門家・有識者等により構成

委託者 **島根県**
政策企画局女性活躍推進課

受託者 **三菱UFJ信託銀行株式会社**
リテール受託業務部公益信託課
〒164-0001 東京都中野区中野3-36-16
TEL:0120-622-372 (フリーダイヤル)
受付時間/平日9:00~17:00 土・日・祝日等を除く

開かれたファンド

「公益信託しまね女性ファンド」は島根県が拠出した5億円を信託財産に管理運用されていますが、より大きなファンドに育てるため、皆様よりの寄付をお願いしております。ご賛同をお待ちしております。詳しくは、事務局までお尋ねください。

寄付金のお申し込みはこちら

銀行名/三菱UFJ信託銀行 本店営業部
口座種類/別段預金
口座番号/1046267
口座名義/公益信託しまね女性ファンド

申し込み・問い合わせ先

公益信託

しまね女性ファンド事務局

〒694-0064 大田市大田町大田イ236-4
島根県立男女共同参画センター「あすてらす」
公益財団法人しまね女性センター内
TEL:0854-84-5514 FAX:0854-84-5589

しまね女性ファンド



お問い合わせは随時承っております。
事務局までお気軽にご連絡ください。



New! 新分野「働く女性が活躍できる社会づくり」が追加!

初回申請のみ、5名以上(うち女性が半分以上)の団体が申請可能!

助成率 対象経費の3分の2 上限50万円!!
一部対象経費全額助成 上限10万円!!

受付期間

前期 2021年11月15日～2022年1月15日

助成決定予定 2022年3月下旬

【事業実施期間：2022年4月1日～2023年3月31日】

後期 2022年5月15日～2022年7月15日

助成決定予定 2022年9月下旬

【事業実施期間：2022年10月1日～2023年3月31日】

女性たちが主体的に企画・運営する事業を支援します！

対象事業 | 一般に開放され、地域への影響力が大きく、ネットワークの広がりが見込める事業

5 働く女性が活躍できる社会づくり

働く女性が個性や能力を発揮して活躍するための活動
働く女性とは、**正社員・契約社員、自営、起業、家族従業者を問いません。**
これから働こうとする女性や学生も申請可能です。(代表者は成人である必要があります)

- 活動例 想像力あふれる活動の応募をお待ちしています
- 働く女性のスキルアップ、多様な働き方(起業、開業)のための啓発セミナー
 - 働く女性のネットワーク(人脈)のための交流会、トークイベント
 - 育児が一段落した女性の再就職のためのアドバイス講座
 - 働く女性の権利、職場ストレス、経済的自立を考える講座

1 魅力ある地域づくり

女性が男性とともに、地域の担い手としてその感性と能力を生かして行う活動

- 助成例
- ・地域活性化を図る講演会やフェスティバル
 - ・介護の講演と女性の防災を啓発する活動
 - ・伝統工芸体験を通じ地域の伝統を再発見、造詣を深める活動

2 男女共同参画社会づくり

様々な分野に女性と男性が共に参画していく、豊かで住みよい社会を築きあげていくための活動

- 助成例
- ・アフターコロナにおけるジェンダーの平等、SDGsを考える講演会
 - ・家事も育児も男女一緒にするための子育て講座・調理実習

3 次代を担う人づくり

子どもたちの健康と豊かな人間性をはぐくむための活動

- 助成例
- ・子どもたちの生きる力やコミュニケーション力をはぐくむための実践講座
 - ・子育てに悩む女性たちのためのフリーペーパーの発行

4 水と緑豊かな環境づくり

私たちが暮らす島根の豊かな自然環境を守り、自然と共存していくための活動

- 助成例
- ・地球温暖化防止講演会と高校生との海岸清掃活動

対象団体 |

- 島根県の女性たちが中心となって活動している民間の団体やグループ
- 構成員はおおむね10名以上(初回申請のみ5名以上)で、その半数以上が女性
- 代表者が女性で、役員半数以上が女性
- 営利法人や行政機関は対象となりません。

助成内容 |

- 対象経費の2/3を助成(1万円単位で上限50万円)
- 「働く女性が活躍できる社会づくり」および「男女共同参画社会づくり」の普及・啓発活動は、対象経費全額を助成(1万円単位で上限10万円)

- 同一団体への助成は原則3回を限度とします。但し、助成を受けてから5年を経過した団体は、新たに助成を3回受けることができます。
- 記念事業は、回数制限に関係なく助成することがあります。(創立10周年記念など)
- 他の補助金等との併用ができない場合があります。

詳しくは、お問い合わせください。

助成対象外となる主な経費・制限

- 賞品代、飲食費(但し、講師の飲食費は昼食1,000円、夕食1,500円を上限に、対象経費とします。)
 - 会場費と広告宣伝費の合計が30万円を超えた額
 - ホームページ制作等に係る経費 ●会員に対する謝礼、人件費、旅費
 - 団体の通常の活動費(備品等購入費・会議費・事務費・通信費・記録費・振込手数料等)や家屋整備費、接待費(手土産代、花束代)等
 - 自団体が支払い先となる支出
- *この他にも助成対象外となる経費があります。
*資金使途を調査した上で対象経費を判断しますので、事業の遂行に最低必要な経費はすべて計上してください。

助成申込から給付までの手順

1 相談

まずは早めにご相談ください。
■申請可能か、どのような書類が必要か等、ご相談に応じます。

2 申込み

必要書類を揃え、「公益信託しまね女性ファンド事務局」(以下「事務局」)に郵送、またはお持ちください。申込受付後、申請事業の詳しい内容をお伺いします。
※HPから申込みに必要な書類の様式等のダウンロード可能

しまね女性ファンド 検索

3 審議/助成決定

運営委員会において審議し、決定されます。
■採否の結果は文書でお知らせします。採択団体には、決定通知とあわせて助成金給付手続きに必要な書類をお送りします。
■採択団体については、ホームページ上で団体名、事業概要、助成決定額等を公開します。
■助成決定後に作成するチラシ、プログラム等の印刷物や、インターネットを利用した広報には必ず公益信託しまね女性ファンド助成事業である旨を表示し、事前に提出してください。

4 給付申請

必要があれば、事業実施前に決定額の7割を給付します。
*事業実施にあたっての留意点を遵守していただけない時は、採択を取り消す場合もあります。

5 報告

助成事業終了後、1ヶ月以内の実績報告書を提出していただきます。実施内容、決算書等を確認した上で、残額(または全額)を給付します。
*報告の際は、全経費の領収書の提出が必要です。(請求書等は不可)
*実績内容によっては、給付額の減額、あるいは既に給付した助成金の返還を求める場合もあります。

制度の説明と申込書の書き方をわかりやすく説明しています。



しまね女性ファンドURL
https://www.asuterasu-shimane.or.jp/swc/jigyo/fund/index.html

提出書類

申込書類	留意点	部数
助成申込書※ (所定用紙)	助成申込書裏面の記入例を参考にしてください。氏名は 自署 をお願いします。	1
事業計画書※ (所定用紙)	事業計画書裏面の記入例を参考にしてください。(プロフィール添付)	1
収入支出 予算書※	事業計画書裏面の記入例を参考に作成してください。(見積書添付)	2
団体の会則	会則が無い場合は、団体の紹介資料を別途作成してください。(活動趣旨、沿革、組織等) 会則の作り方は、ご相談ください。	2
会員名簿※	住所(市町村名までで可)及び役職名(代表・会計担当等)性別の記載が必要です。	2
過去の活動状況について	事業名、実施日、内容等を一覧表にまとめるなどして、具体的に記述してください。	2
その他の添付書類	過去に行った事業のチラシ、ポスター、パンフレットや記録写真等があれば添付してください。(コピーでも可)	2

※HPからダウンロード可能

ご提出いただく書類は、そのまま審査資料となる重要な書類です。

- 申込書類は、A4判に統一してください。(※袋とじやホチキス止めはしないでください。)
- 申請事業について後日ヒアリングをさせていただきますので、必ず提出書類の写しをとり保管しておいてください。

提出前に必ず事務局へご確認ください。